

河内町公式ホームページ有料広告掲載取扱要綱

平成 22 年 9 月 9 日

訓 令 第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、河内町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 町ホームページ 河内町が管理するホームページのことをいう。
- (2) 広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告掲載の範囲)

第 3 条 町ホームページに掲載することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告（社会問題に関する意見を記載した広告を含む。）及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の規格等)

第 4 条 広告を掲載する位置、枠数及び規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 位置 町ホームページの指定した場所
- (2) 枠数 10 枠
- (3) 規格

サイズ (1 枠当たり)	高さ 5 0 ピクセル (1 9 . 0 5 ミリメートル) 幅 1 3 5 ピクセル (4 7 . 6 3 ミリメートル)
容 量	4 K B 以内
形 式	G I F 又は J P G (アニメーション形式等は除く)

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、原則一月を単位とし掲載の申込みのあった期間とする。

2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告掲載の申込みは、翌月以降の掲載とし、河内町公式ホームページ有料広告掲載申込書(様式第 1 号)に関係書類を添えて申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに河内町ホームページ有料広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)の検討を経て、当該広告の掲載の可否を決定し、広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第 2 号)(以下、「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、広告掲載申込みの内容が一般的又は定例的なもので、審査委員会の検討を必要としないと認めるときは、町長は、審査委員会の検討を経ないで掲載の決定をすることができる。

(広告掲載料)

第 8 条 広告の掲載料は、1 枠あたり月額 5 , 0 0 0 円とする。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 広告掲載料の納付は、決定通知書の納入方法により支払うものとする。

2 広告掲載が年度をまたがる場合の広告掲載料は、年度分ごとに支払うものとする。

（広告掲載の取消し）

第 10 条 町長は、広告掲載決定後において町の行政運営上支障があるとき、又は指定する期間に広告主が広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 町長は、広告の掲載後において、第 3 条各号に該当する事実が判明し、若しくは現出したとき、又は広告内容の実態が変更され、若しくは消滅したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

3 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、河内町公式ホームページ有料広告掲載取消通知書（様式第 3 号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第 11 条 広告主は、自己の都合により、町ホームページへの広告の掲載を取下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げようとするときには、河内町公式ホームページ広告掲載取下げ申請書（様式第 4 号）を町長に提出するものとする。

（広告掲載料の返還）

第 12 条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、10 円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

3 前 2 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（権利の譲渡等の禁止）

第 13 条 広告主は、広告の掲載に係る一切の権利について、他に譲渡し、又は転貸し、若しくはこれを担保に供してはならない。

（免責）

第 14 条 広告掲載において、次に掲げる事由により、当該広告が一定期間停止する場合にあっては、町は、当該停止に係る広告掲載料の返還、損害賠償等の責めを負わないものとする。

（1）サーバー、ソフトウェア等に対して町長等が行う点検、修理、補修、

改良等に伴う停止

(2) 地震、水害、落雷等の天災若しくは火災、停電、第三者による不正アクセスその他町の責めに帰さない事由によるサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

(審査委員会の設置)

第15条 第7条に規定する審査委員会は、次に定める者をもって構成し必要に応じて会議を開催する。

(1) 総務課長

(2) 企画財政課長

(3) 秘書広聴課長

(4) その他必要と認める関係課長等

2 審査委員会の庶務は、秘書広聴課において処理する。

3 前2項に規定するもののほか審査会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(要綱の変更等)

第16条 町長は、広告主に予告することなく、この要綱の内容を変更することができる。ただし、広告主にとって重要な事項に係る変更については、事前の協議を要するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成22年訓令第7号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年訓令第11号)

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日訓令第14号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。